

しょうがくせいぼしゅう
奨学生募集のご案内

- ◎ 経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に 学資金の一部を貸し付ける制度です。
- ◎ 広島県電子申請システムに入力して申請してください。

1 貸付内容

| 区分 | 貸付月額 | | 交付時期 | 貸付期間 | 利息 |
|-------|---------|---------|-----------------|--------------------------|-----|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | | | |
| 国公立学校 | 18,000円 | 23,000円 | 偶数月に 2か月分を交付 | 令和6年4月分～ 標準修業年限の終わりまで | 無利息 |
| 私立学校 | 30,000円 | 35,000円 | | | |

○ この奨学金は 給付ではありません。将来全額を返していただく必要があります。

2 申込方法

《申込は3ステップで完了》

QRコードの読取 又は

広島県教育委員会 奨学金

検索



① 募集案内の確認



募集案内ページにアクセス

▶ ② 入力して送信



申込ページにアクセス

申込完了

4月分からの貸付を希望される方は次の期間内に申請してください

| 申請期間 | 初回入金予定 |
|--------------------------|--------|
| 令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火) | 令和6年6月 |
| 令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金) | 令和6年7月 |
| 令和6年6月1日(土)～令和6年6月30日(日) | 令和6年8月 |

※7月1日(月)以降も申請できますが、申請月の翌月分から開始となります

3 対象者

次の全てに該当する方が対象となります。

高校等[※]に在学している生徒

※ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）

保護者等が広島県内に住所を有している

成年者である保証人を2名[※]立てることができる生徒

※ 保証人のうち1名は親権者、1名は申請者及び他の保証人とは別生計の者

学習状況が良好である生徒

次の収入基準に該当している

【収入基準】高等学校等就学支援金制度の収入基準と同じ

● 収入基準の目安：4人世帯で年収910万円未満

● 収入基準の算定：保護者等全員の「課税標準額×6%－調整控除額」の合算額が30万4,200円未満

同種の奨学金等[※]の借受け等をしていない生徒

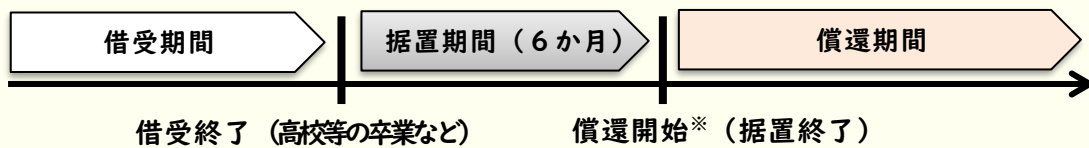
※ 同種の奨学金等

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ・ 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・ 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

4 償 還

- 借受期間が終了後、据置期間を経過した後から貸付総額に応じた年数（最長10年）で奨学金の全額を返していただく必要があります。

※ 奨学金の返済が困難となった場合（大学進学等）には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することができます。



5 その他

- 5月中旬から7月中旬頃に貸付の可否を決定し、学校を通じて決定通知書を送付します。
- 御不明な点、広島県電子申請システムから申請できない場合は、お問合せ先へ連絡してください。
- 家計急変により貸付けを希望される場合は、当課に御連絡ください。



— お問合せ先 —

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

電話 082-513-4996 メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問合せの際は、件名を「^{しょうがくきんざいがくぼしゅう}奨学金在学募集」としてください。)

